解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月二十一日開催の臨時総会の決議により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十二日

東京都中央区日本橋室町一丁目九番一〇号

社団法人大豆供給安定協会

代表清算人　赤木　壮

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月十五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十二日

福井県あわら市花乃杜一丁目一五番二六号

特定非営利活動法人よつ葉会福祉サービスひなた

清算人　齊藤　和子

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年三月三十日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十二日

名古屋市緑区桶狭間二八〇四番地

名古屋市桶狭間中部土地区画整理組合

清算人代表　梶野　進

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年三月二十一日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十二日

高知県高岡郡日高村本郷二〇〇番地七

清算法人日下、加茂土地改良区

代表清算人　矢野　忠孝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月二十九日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十二日

神奈川県鎌倉市梶原五丁目九番一号葛原岡神社社務所内　財団法人俊基卿遺蹟保存会

清算人　船橋　信彌

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十二日

富山県富山市新総曲輪一番七号

財団法人富山県高等教育振興財団

清算人　出口　和宏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により、平成二十四年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十二日

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字会下坪三番地

財団法人須佐保育園

代表清算人　杉浦　紹雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十二日

山口県周南市梅園町三丁目一番地の五

社団法人周南市建設業協会

清算人　石丸　篤志

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十二日

長崎市魚の町三番三〇号

特定非営利活動法人心のまほろば

清算人　緒方　源信

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年三月七日付熊本県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十二日

熊本県天草市南新町三番地の一

本渡市大矢崎土地区画整理組合

代表清算人　吉永　栄

配当公告

東京都中央区日本橋室町三丁目四番四号

破産者　小倉貿易株式会社

右の者に対する東京地方裁判所平成二十二年（フ）第一〇三八四号破産事件の第二回中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六、七六一、四二八、八二一円

一、配当することのできる金額

金四五三、〇一五、四四一円

平成二十四年四月十二日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング二三階二三一区

破産管財人　弁護士　岡　正晶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県湯沢市川連町字大舘下村三番地、最後の住所秋田県湯沢市川連町字大舘下山王一二〇番地三　被相続人　亡　加藤　一美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十二日

秋田県湯沢市字上二井田四三番地一六

相続財産管理人　司法書士　伊藤　則行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市新柏三丁目一三七三番地、最後の住所千葉県柏市中央町四番二八号

被相続人　亡　木村　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十二日

千葉県柏市柏二―六―七佐山ビル三階弁護士法人千代田オーク法律事務所柏支所

相続財産管理人　弁護士　角田　崇彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市原一一二番地二、最後の住所静岡県沼津市原一一二番地の四

被相続人　亡　太田　敬二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十二日

静岡県沼津市御幸町二〇番二号御幸ビル四階原田・山本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　洋祐